

西予市建設工事簡易型総合評価落札方式試行要領

平成 20 年 4 月 1 日

告示第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、西予市が発注する建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する建設工事(以下「工事」という。)について、簡易型総合評価落札方式により落札者を決定する競争入札(以下「簡易型総合評価競争入札」という。)を試行的に行うため、その事務取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「簡易型総合評価落札方式」とは、次条に定める工事についての請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格その他の条件が、市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

2 この告示において「簡易型総合評価落札方式(施工計画型)」とは、前項に定める簡易型総合評価落札方式のうち、価格のほか、簡易な施工計画を含む技術提案や同種工事の施工実績等技術的要素を総合的に評価する方式をいう。

3 この告示において「簡易型総合評価落札方式(実績確認型)」とは、前項において評価する条件のうち、簡易な施工計画を含む技術提案以外の条件をもって評価を行う方式をいう。

(対象工事)

第 3 条 簡易型総合評価落札方式で入札を実施する工事の対象は、これにより落札者を決定することが適当と認められるものとする。

(学識経験を有する者の意見聴取)

第 4 条 簡易型総合評価競争入札を実施するに当たっては、次に掲げる事項について、あらかじめ、四国地方整備局総合評価地域小委員会(愛媛県)委員、愛媛県建設工事総合評価審査委員、又は特定非営利活動法人『愛媛県建設技術支援センター』技術評価委員(以下「委員」という。)2 人以上の意見を聴かなければならない。

(1) 簡易型総合評価競争入札を実施することの適否に関すること。

(2) 当該入札の評価項目、簡易型総合評価の方法、落札者の決定方法その他の落札者を決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)の適否に関すること。

(3) 前号の落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要性に関すること。

(4) 落札者の決定の適否に関すること。

2 簡易型総合評価落札方式(実績確認型)により落札者を決定する簡易型総合評価競争入札を実施するにあたっては、前項第1号及び第2号について、あらかじめ委員の意見を聴かなければならない。

3 委員からの意見聴取等に関する事務については、総務企画部監理用地課において処理する。

(評価項目等)

第5条 簡易型総合評価落札方式(施工計画型)における評価項目等については、別表1を標準として、入札ごとに定める。ただし、選択項目については、工事目的、工事内容、施工条件等から、必要に応じて評価項目を選択し、又は配点を変更できるものとする。

2 簡易型総合評価落札方式(実績確認型)における評価項目等については、別表2を標準として、入札ごとに定める。

(簡易型総合評価の方法)

第6条 この告示における簡易型総合評価は、次の算式により導き出された数値(以下「評価値」という。)をもって行うこととする。なお、評価値の計算において入札価格の単位は億円とし、求められる評価値は小数第5位以下を切り捨て小数第4位止めとする。

評価値 = {基礎点(100点) + 加算点} / 入札価格(単位：億円)

2 前項の基礎点については、評価項目ごとの最低限の要件を満たす場合に100点を与える。

3 第1項に規定する入札参加者ごとの加算点については、次の算式により導き出された数値とする。なお、求められる加算点は、小数第5位以下を切り捨て小数第4位止めとする。

(1) 簡易型総合評価落札方式(施工計画型)の場合

加算点 = (入札参加者の施工計画の得点合計

／施工計画の配点合計) × 10点

+ (入札参加者の施工計画以外の各評価項目の得点合計

／施工計画以外の各評価項目の配点合計) × 10点

(2) 簡易型総合評価落札方式(実績確認型)の場合

加算点 = (入札参加者の各評価項目の得点合計

／各評価項目の配点合計) × 10点

(入札を行うに当たり周知する事項等)

第7条 簡易型総合評価競争入札を実施する場合は、別に定めるもののほか、次に掲げる事項をあらかじめ周知しなければならない。

- (1) 簡易型総合評価競争入札を実施する旨
- (2) 当該簡易型総合評価競争入札に係る落札者決定基準
- (3) 次条に定める簡易型総合評価落札方式に係る資料(以下「総合評価に係る資料」という。)の提出を求める旨、その提出期日等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(総合評価に係る資料の提出等)

第8条 入札参加者は、前条第3号の提出期日までに、総合評価に係る資料について、簡易型総合評価落札方式(施工計画型)にあつては、様式第1号から様式第6号までにより、簡易型総合評価落札方式(実績確認型)にあつては、様式第4号から様式第6号までにより提出しなければならない。なお、提出された資料は、返却しないものとする。

- 2 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち低価格入札者となった者は、西予市低入札価格調査実施要綱(平成21年西予市告示第104号)第5条に定める資料を提出しなければならない。
- 3 総合評価に係る資料を入札時に提出しない者の行った入札は、無効とする。
- 4 提出された総合評価に係る資料の訂正及び差し替えは認めない。
- 5 入札参加者が総合評価に係る資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。
- 6 提出された総合評価に係る資料の内容が虚偽であることが明らかとなった場合は、西予市建設工事入札参加資格停止処分措置要綱(平成16年西予市告示第583号)の規定に基づき、入札参加資格停止を行うことがある。

(落札者の決定方法)

第9条 簡易型総合評価落札方式により落札者を決定しようとするときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

- 2 評価値の最も高い者のした入札価格が調査基準価格を下回った入札においては、低入札価格調査の結果、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、入札価格が予定価格の制限の

範囲内である他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするところがある。

3 評価値の最も高い者が2者以上いる場合は、当該者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。

(適正な履行の確保)

第10条 簡易型総合評価落札方式(施工計画型)において、総合評価に係る資料として提出された施工計画の適正な履行を確保するため、当該計画の内容と同等以上の施工をしなかったと認められる場合は、当該工事の工事成績評定点を減点する。

(評価結果の公表)

第11条 簡易型総合評価競争入札を実施したときは、入札結果一覧表(様式第7号)により、入札者ごとの入札価格及び評価値を公表するとともに、別表1又は別表2を標準として、入札ごとに定めた評価項目等により、当該方式で入札を行った理由及び評価基準等を公表するものとする。

(非落札理由に関する苦情申立て処理)

第12条 簡易型総合評価競争入札の非落札理由に関する苦情の申立てがあったときは、総務企画部監理用地課が申立者に対し適切にその理由を説明することとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、簡易型総合評価落札方式の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則([平成23年告示第92号](#))

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則([平成25年告示第170号](#))

この告示は、平成25年12月1日から施行する。

附 則([平成26年告示第106号](#))

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則([平成28年告示第94号](#))

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

附 則([平成29年告示第75号](#))

この告示は、平成29年4月1日から施行する。